令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福津市障がい福祉施設等物価高騰対策特別給付金交付事業	①物価高騰による影響を価格転嫁することが難しい障がい福祉施設等に支援を行うことで、サービスの質を維持し、継続的なサービス提供を可能とすることを目的とする。 ②相談支援事業所の事業運営にかかる経費 ③基本額　12,600円×市内14事業所　=176,400円 ④福津市が指定する相談支援事業所	R8.4	R9.3
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設等物価高騰対策事業（R8分）	①原油価格、物価価格の高騰に対して、介護施設等の電気代や食事に係る材料費高騰分の一部を助成することにより、介護サービスの安定した供給の一端となるよう、事業所の負担軽減を図る。 ②入所系、通所系：食費、電気代　　訪問系：電気代 ③総経費　4,287,400円 １．入所系事業所：８事業所　単価24,900円　単価×定員数＝2,689,800円 ２．通所系事業所：９事業所　単価9,200円　単価×定員数＝1,370,800円 ３．訪問系事業所：18事業所　単価12,600円　単価×事業所数＝226,800円 ※単価は県が実施する支援金の単価に合わせている※電気代は単価の高い高圧で計算 ④市内に所在し、市が指定する地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（包括）	R8.4	R9.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業用燃油高騰対策補助事業（R8分）	①高騰している農業用燃油（軽油/重油）に対して助成を行うことで、農業者の負担を軽減し、農業経営の安定を図る。 ②農業用燃油高騰対策補助事業にかかる経費　4,482,000円 ③基本額　軽油 53,000ℓ×10円/ℓ=　530,000円…① 重油395,114ℓ×10円/ℓ=3,951,114円…② ①+②≒4,481,114円=4,482,000円 ④市内の認定農業者/認定新規就農者	R8.4	R9.2
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農産物直販施設物価高騰対策事業（R8分）	①光熱水費の物価高騰により農水産物直売施設の運営に影響が出ているため、令和3年度と令和8年度の電気料金を比較しその差額分を1施設当たり120万円／年を上限に支援するもの。 ②農産物直販施設物価高騰対策補助金　1,200,000円 ③基本額　1,200,000円×1施設=1,200,000円 ④ふれあい広場	R8.4	R9.3
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	産地形成促進施設物価高騰対策事業（R8分）	①光熱水費の物価高騰により農水産物直売施設の運営に影響が出ているため、令和3年度と令和8年度の電気料金を比較しその差額分を1施設当たり120万円／年を上限に支援するもの。 ②農産物直販施設物価高騰対策補助金　1,200,000円 ③基本額　1,200,000円×1施設=1,200,000円 ④あんずの里	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	農水産物販売促進事業（水産物直販施設）	①水産物直販施設の販売手数料の一部を市が助成し、助成額相当額分を差し引いた価格で消費者に農水産物（食料品等）を販売することにより、物価高騰の影響を受けている消費者の負担軽減を図る。また2次的な効果として、割引販売により農林水産物の市内流通を促進・消費拡大を図ることにより、肥料や資材価格の影響を受けている農水産業者を支援する。 ②販売手数料負担に係る経費　10,000,000円（お魚センター） ③割引額9,000,000円×1施設（参考値：農水産物販売価格30,000,000円×割引率30%＝9,000,000円） 事務費1,000,000円（レジシステム改修費920,700円＋消耗品費等79,300円） ※割引販売の時期、割引率については、事業者に決定することとし、10,000,000円を超えた部分については事業者の負担とする。 ④市内全世帯	R8.4	R9.2
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油高騰対策補助事業（R8分）	①高騰している漁業用燃油（軽油）に対して助成を行うことで、漁業者の負担を軽減し、漁業経営の安定を図る。 ②漁業用燃油高騰対策補助事業にかかる経費　2,000,000円 ③基本額　18,100ℓ×10円/ℓ×11カ月=1,991,000円≒2,000,000円 ④宗像漁業共同組合津屋崎支所	R8.4	R9.2
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産物直販施設物価高騰対策事業（R8分）	①光熱水費の物価高騰により農水産物直売施設の運営に影響が出ているため、令和3年度と令和8年度の電気料金を比較し、その差額分を1施設当たり120万円／年を上限に支援するもの。 ②農水産物直販施設物価高騰対策補助金　1,200,000円 ③基本額　1,200,000円×1施設=1,200,000円 ④魚センター	R8.4	R9.2
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産振興臨時支援事業	①漁業者が漁協を通じて地域商社へ水産物を販売する際、販売価格の一部を補助することで、水産物の地産地消を促進し、魚価の低迷や資材価格の高騰を受けている市内漁業者を支援するもの。 ②農水産物直販施設物価高騰対策補助金　5,000,000円 ③基本額　5,000,000円×1事業主体=5,000,000円 ④宗像漁協津屋崎支所	R8.4	R9.2

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業者支援事業（新事業活動応援補助金）（R8分）	①物価高騰などで厳しい経営状況の中、新規事業・業態転換による売上向上や事業拡大を促すことで、市内事業者の経営安定化を図る。 ②中小企業者支援事業（新事業活動応援補助金）にかかる経費 6,000,000円 ③上限50万円（補助率2/3）×12人 ④福岡県知事から経営革新計画の承認を受けた市内に店舗や事務所を有する事業者のうち、その計画に沿って新分野展開を行ったり、新たな商品開発やサービスの提供、新たな生産方法や販売方式を導入する事業者。	R8.4	R9.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工会補助事業（プレミアム商品券）（R8分）	①原油価格高騰や物価高騰などで売り上げが落ち込んでいる事業者の売上回復のため、プレミアム商品券の発行を行うことで、市内消費を喚起する。 ②商工会への補助金　11,000,000円 ③商品券のプレミアム部分（20%）のうち県補助（1/2）を差し引いた額 100,000,000円×0.2×1/2=10,000,000円 事務費1,000,000円 ④商工会	R8.4	R9.3
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	創業支援事業（R8分）	①原油価格、物価価格の高騰の影響を受ける創業者に対して、支援金を交付することで、創業期の経営安定化による市内雇用の創出や地域経済の発展を図る。 ②創業支援補助金にかかる経費　3,200,000円 ③20万円×16人=320万円 ④市内で創業予定または創業1年程度の事業者で、特定創業支援等事業（4回以上の商工会による個相談別支援）を修了したもの。	R8.4	R9.3
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	地域公共交通利用促進事業	①物価・原油価格高騰等に直面にする市民及び公共交通事業者を支援するため、コミュニティバスの無料乗車キャンペーンを実施し、市民の外出に係る負担を軽減しつつ、将来的な公共交通利用の裾野拡大・維持を図る。 ②コミュニティバス運行に係る経費　228,000円 ③運行経費日額　38,000円×6日＝228,000円 ④コミュニティバスの利用者	R8.9	R8.9
14	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通事業継続支援事業	①物価・原油価格高騰下における地域公共交通を維持・継続するため、交通事業者が実施する省エネルギー化や事業の効率化、業務改善、人材確保などの取組を支援する。 ②車両購入、配車システム導入、乗務員休憩施設の設置等に係る費用の2/3（補助上限額1事業者あたり4,000,000円） ③補助上限額4,000,000円×4事業者＝16,000,000円 ④市内に路線を有するバス事業者、市内タクシー事業者	R8.4	R9.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立保育所給食事業（R8分）	①公立保育所の給食に係る材料費高騰分を助成することにより、これまで通り栄養バランスや量を保った給食の実施や保護者負担の軽減を図る。 ②給食支援事業にかかる経費　2,541,239円 ③基本額13,374,944円×1.19（R6→R7伸び率19%）=15,916,183円 15,916,183円−13,374,944円=2,541,239円 ④公立保育所に通う子育て世帯(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所等給食支援費補助金（R8分）	①給食の材料費が高騰する中、栄養バランスや量を保った給食の提供を維持できるようにするほか、保護者の経済的負担の軽減を図る。 ②私立保育所等の給食支援事業にかかる経費　23,758,800円 県補助1/2、市1/2 県補助　23,758,800×1/2　11,879,400円→11,879千円 市　　23,758,800×1/2　11,879,400円→11,880千円 ③基本額18,276人×1,300円（10月1日入所人数×単価） ④私立認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、地域型保育施設 ※教職員等を除く	R8.4	R9.3
17	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等物価高騰対策事業（R8分）	①私立保育所等の安定的な運営のため、物価高騰対策として電気代の補助を行う。 ②私立保育所等の電気代の補助の経費　2,898,800円 県補助1/2、市1/2 県補助　2,898,800×1/2　1,449,400円→1,449千円 市　　2,898,800×1/2　1,449,400円→1,450千円 ③基本額914×1,600円（定員×単価）　※低圧受電施設単価1,600円 基本額513×2,800円（定員×単価）　※高圧受電施設単価2,800円 ④私立認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、地域型保育施設	R8.4	R9.3

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
18	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買換支援事業（R8分）	①物価高騰に対して、省エネ性能の高い家電への買い換えを支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、脱炭素化に寄与する。 ②家電買換補助金　30,000千円 委託料・需要費等　11,016千円 ③【家電買換補助金】 省エネ家電への買い換え 対象製品：エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・テレビ 補助額：1世帯50千円（補助上限）×600件 【委託料・需用費等】委託料9,333千円、需用費416千円、役務費1,182千円、備品購入費85千円 ④市民	R8.4	R9.3
19	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学校給食費物価高騰対策事業補助金（R8分）	①小学校給食費については、国/都道府県からの基準額に基づく支援額（月額5,200円）を超えるものに対して助成し、中学校給食費については、値上げ分を助成することにより、食材費高騰の影響を受ける保護者の負担の軽減を図る。 ②小中学校給食費　40,380,000円 ③公費負担額5,200円×11月＝57,200円 57,200円/310円＝184回 給食回数上限190回−184回＝6回 6回×310円×5,000人＝9,300,000円 中学校分70円×185回×2,400人＝31,080,000円 ④市内小中学校(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
20	①食料品の物価高騰に対する特別加算	市立幼稚園給食費物価高騰対策事業補助金（R8分）	①食材費の高騰に対して、市立幼稚園の給食費を助成することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②市立幼稚園給食費に係る食材費の値上げ分　47,700円 ③30円×53回×30人＝47,700円 ④市立幼稚園(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
21	④消費下支え等を通じた生活者支援	コンビニ交付事業	①マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書の発行手数料を減額することにより、物価高騰の影響を受ける生活者への支援の一助となるほか、市民課窓口の混雑緩和やマイナンバーカードのさらなる利用普及促進につなげる。 ②交付手数料減額による市負担分 ③交付手数料減額分、委託手数料増加分、設定変更時の自店舗試験にかかる費用 ◇交付手数料減額分（1件100円減額） ・住民票：10,908件×100円＝1,090,800円 ・印鑑登録証明：7,107件×100円＝710,700円 ・税証明：　3,110件×100円＝311,000円　　計　2,112,500円 ◇コンビニ交付委託手数料増額分（J-LIS）（1件117円）減額前と比較しての増加見込件数：　(21,125－20,201)件×117円＝924件×117円＝108,108円 ◇コンビニ交付システムの設定変更時の実店舗試験費用 ・減額の設定処理時の試験費用（1件150円設定）1件×3種×150円＝450円 ・元に戻す作業時の試験費用（1件250円に戻したあと）1件×3種×250円＝750円 2,112,500+108,108+450+750＝2,221,808円 ④各種証明書のコンビニ交付サービスを利用する市民	R8.9	R9.3
22	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス運行補助事業（R8分）	①原油価格の高騰により、民間バス事業者においても負担が増大している。補助を行うことで事業継続を図る。 ②バス事業に対する運行補助　36,507千円 ③経費90,059,000円−総収入53,552,000円=赤字補填額36,507,000円 ④公共交通事業者	R8.4	R9.3
23	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共下水道会計（浄化センター・汚水管渠分）の電気料金の価格高騰分（R8分）（生活の安全保障・物価高への対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰が続いており、下水道についても施設稼働のための電気料金の増加が発生している。本来であれば、使用者である市民等に施設稼働のための費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減する。 ②事業に係る経費　21,809,698円 ③電力単価及び燃料費等調整単価上昇に伴う費用増額分21,809,698円 マンホールポンプ　電気代増額分　1,044,778円 福間浄化センター　電気代増額分　12,602,586円 津屋崎浄化センター　電気代増額分　8,162,334円 ④市内下水道使用者（公共施設は除く）	R8.4	R9.3
24	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小中学校の電気料金の価格高騰分（R8分）（生活の安全保障・物価高への対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰により、公立小中学校についても電気料金の増加が発生している。本来であれば、使用者である児童・生徒の保護者等に費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減する。 ②R3と比較した電気使用量増額分　57,837,190円 ③市立小学校7校、市立中学校3校、共同調理場の電気使用量 R3と比較した電気使用料上昇に伴う費用増額分 R8見込133,978,823円 − R3決算額76,141,633円＝57,837,190円 ④公立小中学校に通う児童・生徒の保護者	R8.4	R9.3

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
25	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設の電気料金の価格高騰分等（R8分）（生活の安全保障・物価高への対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰により、公共施設についても電気料金の増加が発生している。本来であれば、施設を利用する市民等に費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減することを図る。 ②対象施設のR3電気代と比較した増額分　7,023,758円 ③対象の公共施設（健康福祉総合センターふくとぴあ、農林海洋体験実習館、中央公民館）のR3と比較した電気代増額分　7,023,758円 ④公共施設利用者	R8.4	R9.3
26	①食料品の物価高騰に対する特別加算	農水産物販売促進事業（産地形成促進施設）	①産地形成促進施設の販売手数料の一部を市が助成し、助成額相当額分を差し引いた価格で消費者に農水産物（食料品等）を販売することにより、物価高騰の影響を受けている消費者の負担軽減を図る。また2次的な効果として、割引販売により農林水産物の市内流通を促進・消費拡大を図ることにより、肥料や資材価格の影響を受けている農水産業者を支援する。 ②販売手数料負担に係る経費　10,000,000円（あんずの里市） ③割引額9,000,000円×1施設（参考値：農水産物販売価格45,000,000円×割引率20%＝9,000,000円） 事務費1,000,000円（レジシステム改修費916,000円+消耗品費等84,000円） ※割引販売の時期、割引率については、事業者に決定することとし、10,000,000円を超えた部分については事業者の負担とする。 ④市内全世帯	R8.4	R9.2
27	①食料品の物価高騰に対する特別加算	農水産物販売促進事業（農産物直販施設）	①農産物直販施設の販売手数料の一部を市が助成し、助成額相当額分を差し引いた価格で消費者に農水産物（食料品等）を販売することにより、物価高騰の影響を受けている消費者の負担軽減を図る。また2次的な効果として、割引販売により農林水産物の市内流通を促進・消費拡大を図ることにより、肥料や資材価格の影響を受けている農水産業者を支援する。 ②販売手数料負担に係る経費　10,000,000円（ふれあい広場） ③割引額9,000,000円×1施設（参考値：農水産物販売価格45,000,000円×割引率20%＝9,000,000円） 事務費1,000,000円（レジシステム改修費916,000円+消耗品費等84,000円） ※割引販売の時期、割引率については、事業者に決定することとし、10,000,000円を超えた部分については事業者の負担とする。 ④市内全世帯	R8.4	R9.2
28	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰支援事業（全世帯支援）（R8実施計画追加分）	①全市民に対して、1人あたり5,000円を給付することで、食料品の物価高騰による負担を軽減する。速やかに市民に支援を届ける必要があり、緊急性がありやむを得ないため、現金により給付するもの。（※R7第3回実施計画からの継続事業） ②R7交付決定額を差し引いた給付費＋事務費の見込み額9,500,000円 ③R7交付決定額を差し引いた見込み額 給付費5,000円×1,870人=9,350,000円 事務費150,000円 ④全世帯	R8.4	R8.8
29	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰支援事業（高齢者加算）（R8実施計画追加分）	①高齢者（65歳以上）に対して、1人あたり2,000円を追加給付することで、食料品の物価高騰による負担を軽減する。速やかに市民に支援を届ける必要があり、緊急性がありやむを得ないため、現金により給付するもの。（※R7第3回実施計画からの継続事業） ②R7交付決定額を差し引いた給付費見込み額500,000円 ③給付費2,000円×250人＝500,000円 ④高齢者	R8.4	R8.8
30	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）（生活の安全保障・物価高への対応）	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分（当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類（積算資料等）の提出を求める） ③価格転嫁分に相当する金額　51,000,000円 工事（変更契約）　1件 スライド変更見込の変更契約額170,000,000円×労務費分30%=51,000,000円 ④地方公共団体発注の公共調達における事業者	R8.9	R9.3
31	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）（中東情勢対応）	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分（当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類（積算資料等）の提出を求める） ③価格転嫁分に相当する金額　51,000,000円 工事（変更契約）　1件 スライド変更見込の変更契約額170,000,000円×労務費分30%=51,000,000円 ④地方公共団体発注の公共調達における事業者	R8.9	R9.3

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
32	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共下水道会計（浄化センター・汚水管渠分）の電気料金の価格高騰分（R8分）（中東情勢対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰が続いており、下水道についても施設稼働のための電気料金の増加が発生している。本来であれば、使用者である市民等に施設稼働のための費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減する。 ②事業に係る経費　21,809,698円 ③電力単価及び燃料費等調整単価上昇に伴う費用増額分21,809,698円 　マンホールポンプ　電気代増額分　1,044,778円 　福間浄化センター　電気代増額分　12,602,586円 　津屋崎浄化センター　電気代増額分　8,162,334円 ④市内下水道使用者（公共施設は除く）	R8.4	R9.3
33	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小中学校の電気料金の価格高騰分（R8分）（中東情勢対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰により、公立小中学校についても電気料金の増加が発生している。本来であれば、使用者である児童・生徒の保護者等に費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減する。 ②R3と比較した電気使用量増額分　57,837,190円 ③市立小学校7校、市立中学校3校、共同調理場の電気使用量 R3と比較した電気使用料上昇に伴う費用増額分 R8見込133,978,823円 － R3決算額76,141,633円＝57,837,190円 ④公立小中学校に通う児童・生徒の保護者	R8.4	R9.3
34	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設の電気料金の価格高騰分等（R8分）（中東情勢対応）	①原油価格、物価価格の高騰、電気・ガス・食料品等の価格高騰により、公共施設についても電気料金の増加が発生している。本来であれば、施設を利用する市民等に費用負担増を求める必要があるが、上昇した電気料金について市が負担することで、市民生活の負担増を軽減することを図る。 ②対象施設のR3電気代と比較した増額分　7,023,758円 ③対象の公共施設（健康福祉総合センターふくとぴあ、農林海洋体験実習館、中央公民館）のR3と比較した電気代増額分　7,023,758円 ④公共施設利用者	R8.4	R9.3